



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 10 日（木曜日） 第 627 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○特定病院の認定……………（障がい福祉課） 1	
○保安林の指定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定の解除予定……………（ “ ） 1	
○保安林の指定予定の通知……………（ “ ） 1	
○道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 2	
○道路の供用の開始（3 件）……………（ “ ） 2	
公 告	
○入札公告（6 件）…………… 3	
○落札者等の公告…………… 8	
病院局公告	
○入札公告（2 件）…………… 9	
人事委員会公告	
○令和 7 年度障がい者を対象とする宮崎県職員採	
用選考試験の実施…………… 11	
教育委員会告示	
○令和 8 年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱…………… 11	
○令和 8 年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎 県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都 城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 12	
○令和 8 年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等 部入学者選考要綱…………… 12	
監査委員会告示	
○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 13	
選挙管理委員会規程	
○公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程…………… 13	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数…………… 15	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分 の 1 の数…………… 15	

告 示

宮崎県告示第 433 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項後段及び第 33 条第 3 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人向洋会 協和病院	日向市大字財光寺 11 94 番地 3	令和 7 年 6 月 27 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 434 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市大字風田字鼠尾 1857-7、1857-8、1857-11、1857-12、1857-27、1857-29
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 435 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字樋井口 4430-9
- 保安林として指定された目的 干害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 436 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町古江字西平山 409-1、字滝平山 413-1、414-1、字岡崎^{かん} 1776-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字滝平山 413-1・414-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 437号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串 間線	串間市大字 秋山字大字 戸1983番7 地先から同 市同大字字 池田2806番 1地先まで	旧	7.9～ 97.4	1170.0
				新	13.0～ 140.1	1170.0

宮崎県告示第 438号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 酒谷字種子 田乙1815番 2地先から 同市同大字 同字乙1861 番2地先ま で	旧	5.5～ 10.7	237.0
				新	—	—

--	--	--	--	--	--	--

宮崎県告示第 439号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 塚田字上大 野甲 159番 5地先から 同市同大字 字井手原乙 1712番1地 先まで	旧	5.7～ 30.2	952.6
				新	5.7～ 48.4	952.6
					8.7～ 48.4	813.4

宮崎県告示第 440号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎葉 7964番1地 先から同郡 同町同大字 同字7970番 1地先まで	令和7年7月10日

宮崎県告示第 441号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎葉 7971番1地 先から同郡 同町同大字 字大野平53 46番3地先 まで	令和7年7月10日

宮崎県告示第 442号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年7月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字鳥 越4688番5 地先から同 郡同町同大 字同字4686 番3地先ま で	令和7年7月10日

公 告**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）で使用する電気 1,272,600 kWh
- 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 供給期間 令和7年10月1日午前0時から令和8年9月30日午後12時まで
- 供給場所 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）
- 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当す

る金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期限 令和7年7月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7018

- (2) 期間 令和7年7月10日から令和7年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

- (2) 交付期間 令和7年7月10日から令和7年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

- (2) 提出期限 令和7年8月19日午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館1階会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号

- (2) 日時 令和7年8月20日午前10時
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building
(2) Time-limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
(3) Contact point for the notice: Assets Management Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7018

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県庁舎（2号館から4号館まで及び6号館から8号館まで）で使用する電気 1,376,500 kWh
(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 供給期間 令和7年10月1日午前0時から令和8年9月30日午後12時まで
(4) 供給場所 宮崎県庁舎（2号館から4号館まで及び6号館から8号館まで）
(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
(1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
(2) 申請書類の受付期限 令和7年7月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7018
(2) 期間 令和7年7月10日から令和7年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
(1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
(2) 交付期間 令和7年7月10日から令和7年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
(2) 提出期限 令和7年8月19日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県庁本館1階会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(2) 日時 令和7年8月20日午前10時30分
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government Office Buildings No.2 to No.4 as well as No.6 to No.8

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025

(3) Contact point for the notice: Assets Management Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7018

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県防災庁舎で使用する電気 1,672,400 kWh

(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで

(4) 供給場所 宮崎県防災庁舎

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損

害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和 7 年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7018

(2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

(2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館 1 階会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

(2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日午前 11 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in the Miyazaki Prefectural Government Emergency Operation Center
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
- (3) Contact point for the notice: Assets Management Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7018

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県立こども療育センター所長 川 野 彰 裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県立こども療育センター、宮崎県立みなみのかぜ支援学校、宮崎県立清武せいりゅう支援学校及び社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団ひまわり学園（以下「福祉ゾーン4施設」という。）で使用する電気 1,426,000 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 福祉ゾーン 4 施設
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業

種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当 宮崎市清武町木原4257番地 8 郵便番号 889-1601 電話番号0985（85）6500
- (2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当
- (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立こども療育センター 2 階 会議室 宮崎市清武町木原4257番地 8
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日午前 10 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立こども療育センター総務課総務担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/ or Services Required: Electricity to be supplied to: Miyazaki Prefectural Rehabilitation Center for Physically Disabled Children, Minaminokaze Special Needs Education School, Kiyotake Seiryu Special Needs Education School, Miyazaki Prefecture Social Welfare Corporation Himawari Gakuen
- (2) Time-limit for Tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
- (3) Point of Contact: Rehabilitation Center for Physically Disabled Children, Kihara 4257-8, Kiyotake-cho, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 889-1601 Japan. TEL: 0985-85-6500

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県総合農業試験場長 下 田 透

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県総合農業試験場で使用する電気 1,868,500 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日 午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日 午後 12 時まで
- (4) 供給場所 宮崎県総合農業試験場
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂 5805 番地 郵便番号 880-0212 電話番号 0985 (73) 2121

- (2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟 3 階第一会議室 宮崎市佐土原町下那珂 5805 番地
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Agricultural Re-

search Institute

- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
- (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara town, Miyazaki City, 880-0212 Japan. TEL: 0985-73-2121

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気 3,063,500 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1) に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501
電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。
- ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合に

は、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係
宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509
電話番号 0985 (31) 0110
- (2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県警察ホームページ
- (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 50 分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
- (3) Contact point for the notice: Facilities and Equipment Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509, Japan. TEL: 0985(31)0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子入札等システムサービス利用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 23 日（水）
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社九州南部公共ビジネス部
宮崎市錦町 1 番 10 号
- 5 随意契約に係る契約金額
521,400,000 円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意
契約

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立延岡病院で使用する電気
8,285,000 kWh
 - (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日
午後 12 時まで
 - (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
 - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額
は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっ
ては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当す
る金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端
数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は
、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に
相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による
契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合の
いずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件
契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 - (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損
害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を
全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業
種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他
のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定によ
る小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため
の申請方法
3 (1) に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次
により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 - (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1
号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
 - (2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜
日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただ
し、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入
札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは
、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1
番地 10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982 (32) 6181
 - (2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日
、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
 - (1) 交付場所 県立延岡病院総務課整備担当
 - (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土
曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁
目 1 番地 10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982 (32) 6181
 - (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日午後 5 時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそ
れと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 県立延岡病院地域医療センター 延岡市新小路 2 丁目
1 番地 10
 - (2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日午後 1 時 30 分
- 9 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院
局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札その他病院局財務
規程第 107 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札
を行ったものを落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院総務課整備担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基
づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkoji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 10 日

県立日南病院長 原 誠一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立日南病院で使用する電気 5, 153, 000 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (5) 入札方法 (1) の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1) に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次

により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和 7 年 7 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号 0987 (23) 3111
- (2) 期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号 0987 (23) 3111
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 19 日 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第 2 会議室 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 30 分

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他病院局財務規程第 107 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 19 August, 2025

(3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan-City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

人事委員会公告

令和7年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和7年7月10日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

令和8年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和7年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和8年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和8年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続

入学者志願者の出願手続については、別に定める「令和8年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜（自己推薦方式及びスポーツ推薦方式の2方式を指す。以下同じ。）、帰国・外国人生徒等入学者選抜、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）による。

(1) 推薦入学者選抜

① 各高等学校の自己推薦方式の募集人員の割合は、10%から50%までの範囲内で各高等学校長が定める。

② 各高等学校のスポーツ推薦方式の募集人員は別に定める。

③ 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

④ 学力検査は、各高等学校が3教科（国語、数学、外国語（英語））以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

⑤ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(2) 一般入学者選抜

① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査は5教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））とし、傾斜配点を用いることができる。

③ 検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、選抜追検査を実施する。なお、詳細については、別に定める。

(3) 二次募集入学者選抜

① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。

② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 連携型入学者選抜

① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。

② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。

③ 学力検査は、高等学校が3教科（国語、数学、外国語（英語））以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(5) 帰国・外国人生徒等入学者選抜

① 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査及び適性検査問題については、漢字にルビを付けた検査問題を使用する。

③ 適性検査は、日本語又は英語で実施する。

(6) 日程

① 推薦入学者選抜、連携型入学者選抜、帰国・外国人生徒等入学者選抜

ア 選抜検査 令和8年2月4日（水）

イ 合格内定通知 令和8年2月12日（木）

ウ 合格者発表 令和8年3月17日（火）

② 一般入学者選抜

ア 選抜検査 令和8年3月4日（水）

及び3月5日（木）

イ 選抜追検査 令和8年3月10日（火）

ウ 合格者発表 令和8年3月17日（火）

③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和8年3月23日（月）

イ 合格者発表 令和8年3月24日（火）

6 通信制課程の入学者の選抜

(1) 選抜は、面接、作文及びその他必要な書類等により行う。

(2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学者選抜

- ア 選抜検査 令和8年3月24日（火）
イ 合格者発表 令和8年3月26日（木）

② 二次募集入学者選抜

- ア 選抜検査 令和8年4月3日（金）
イ 合格者発表 令和8年4月7日（火）

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
(3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第3号

令和8年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和7年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和8年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人（男子20人、女子20人）
(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

令和8年3月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者及び義務教育学校（前期課程）修了見込みの者のうち、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することが確実で、宮崎県教育委員会が事前に出願を許可した者
(2) 当該学校における教育課程の履修等、学校生活に適応していく意志のある者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和8年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

4 入学者の選抜

(1) 選抜方法

- ① 選抜は適性検査、作文、面接及び調査書を資料とし、総合的に判定して行う。
② 検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査

場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、選抜追検査を実施する。

(2) 日程

- ① 選抜検査 令和8年1月10日（土）
② 選抜追検査 令和8年1月17日（土）
③ 選抜の結果通知の投函 令和8年1月22日（木）

(3) 会場

- ① 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
宮崎県教育研修センター
（宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 729）
電話番号 0985（24）3122
② 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校
宮崎県立宮崎西高等学校
（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2）
電話番号 0985（48）1021
③ 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校
（都城市妻ヶ丘町27街区15号）
電話番号 0986（23）0223

5 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第4号

令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考要綱をここに公表する。

令和7年7月10日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の選考は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切に行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選考実施細目」（以下「選考実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

- (1) 幼稚部及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）

募集人員は、別に告示する「令和8年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集定員」によることとする。

- (2) 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）

学校名	障がい種	募集定員
日南くろしお支援学校日南校	知的障がい	8名
都城きりしま支援学校都城商業校		16名
延岡しろやま支援学校延岡商業校		8名

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年

政令第 340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚園

- ① 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しroyama支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚園にあっては、令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚園にあっては、令和2年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 本科（普通科、保健医療科、職業科）にあっては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 専攻科にあっては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第 150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、選考実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚園及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 諸検査

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校の特色に応じて各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(3) 追検査等

検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、追検査等を実施する。

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(4) 二次募集

- ① 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、合格内定者が募集定員に満たない場合、当該特別支援学校長は二次募集を行う。
- ② 二次募集の諸検査に関する詳細は、県教育委員会が定める。

(5) 日程

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）
 - ア 諸検査及び面接
令和8年2月9日（月）及び2月10日（火）
 - イ 合格者発表
令和8年2月27日（金）
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）
 - ア 諸検査及び面接
令和8年2月9日（月）及び2月10日（火）
 - イ 追検査
令和8年2月17日（火）
 - ウ 合格内定通知
令和8年2月18日（水）
 - エ 二次募集諸検査及び面接
令和8年2月25日（水）
 - オ 合格者発表
令和8年2月27日（金）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚園・高等部入学者選考に関し必要な事項は、選考実施細目の定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月10日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 野 崎 幸 士
宮崎県監査委員 坂 本 康 郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
原 田 真 一	宮崎市瀬頭1丁目1番18号 オーシャン瀬頭605号
塩 塚 正 康	福岡県久留米市津福本町 306番地18
熊 須 敏 郎	東諸県郡国富町大字本庄4838番地1
三 浦 洋 司	宮崎市恒久南3丁目1番地4

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年7月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第24号の7様式（第61条の5関係） （その1）ビラ作成証明書 〔略〕 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 （1） 〔略〕 （2） 限度額 ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合 $\frac{7円73銭（単価） \times \text{当該作成枚数}}{\text{当該作成枚数}} = \text{限度額}$ イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合 $\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ 〔略〕 （その2）ポスター作成証明書 〔略〕 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 （1） 〔略〕 （2） 限度額 ア 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ 〔略〕 第24号の8様式（第61条の6関係） （その2）ビラ 〔略〕 （別紙） 〔略〕 （注）1 （D）欄には、次に算出した額を記載してください。 （1） 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $\frac{7円73銭}{\text{当該作成枚数}}$ （2） 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ $\frac{1円}{\text{当該作成枚数}}$未満の端数は切上げ 〔略〕	第24号の7様式（第61条の5関係） （その1）ビラ作成証明書 〔略〕 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 （1） 〔略〕 （2） 限度額 ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合 $\frac{8円38銭（単価） \times \text{当該作成枚数}}{\text{当該作成枚数}} = \text{限度額}$ イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合 $\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1銭未満の端数は切上げ$ 〔略〕 （その2）ポスター作成証明書 〔略〕 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 （1） 〔略〕 （2） 限度額 ア 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500以下の場合 $\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500を超える場合 $\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ 〔略〕 第24号の8様式（第61条の6関係） （その2）ビラ 〔略〕 （別紙） 〔略〕 （注）1 （D）欄には、次に算出した額を記載してください。 （1） 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $\frac{8円38銭}{\text{当該作成枚数}}$ （2） 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$ $\frac{1銭}{\text{当該作成枚数}}$未満の端数は切上げ 〔略〕

(その3) ポスター

〔略〕

(別紙)

〔略〕

2 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

..... 1円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

..... 1円未満の端数は切上げ

〔略〕

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年6月30日現在次のとおりである。

令和7年7月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,472人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,196人

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年6月30日現在次のとおりである。

令和7年7月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

(その3) ポスター

〔略〕

(別紙)

〔略〕

2 (D) 欄には、次に算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

..... 1円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区のポスター掲示場数が 500を超える場合

$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

..... 1円未満の端数は切上げ

〔略〕

西臼杵郡選挙区

5,019人

--	--